

MFJ各種目ロゴの意匠・商標利用

1 ロードレース全日本選手権用ロゴ

MFJでは、MFJプロモーション委員会の各メーカー／施設の広報・広告のほかに、シリーズオフィシャルスポンサーと当該年度の年間参加エントラントの広報・広告、MFJプロモーション委員会と商品化契約を結んだスポンサー企業の商品において、所定のロゴ（以下、MFJの意匠／商標）の使用を権利として認めています。メディアの報道利用における意匠／商標の使用申請は不要ですが、報道とは異なる目的では使用できない場合、あるいは使用料がかかる場合がありますので、事前にMFJにお問い合わせ下さい。

2 ロードレース（種目ロゴ）・モトクロス（種目・全日本ロゴ以下同じ）・トライアル・スノーモビル・ドラッグレース・スーパーモタード

MFJでは、MFJ支部・MFJ特別会員の各メーカー・施設の広報・広告、MFJと商品化契約を結んだスポンサー企業の商品において、所定のロゴ（以下、MFJの意匠／商標）の使用を権利として認めています。メディアの報道利用における意匠／商標の使用申請は不要ですが、報道とは異なる目的では使用できない場合、あるいは使用料がかかる場合がありますので、事前にMFJにお問い合わせ下さい。

報道利用

「報道利用」においては、意匠／商標使用の申請・掲載報告の必要はありません。但し、媒体社が法人格を有する報道機関等のインターネットでも課金による有料情報提供を行う場合は、意匠／商標等の使用はできません。また、ホームページ上のデザイン（アイコンや挿し絵等）として使用することはできません。

報道以外の利用（商業利用含む）

企業や商品などの宣伝、出版物の宣伝告知、キャンペーン活動など、営利目的で行う活動での意匠／商標は、原則としてMFJまたはMFJプロモーション委員会のスポンサー関係企業以外は使用できません。また、商業的出版での意匠／商標は、内容によっては使用可能なケースがあります。使用料がかかりますので、事前にMFJにお問合せ下さい。商品化についても、MFJにお問い合わせ下さい。

1. MFJまたはMFJプロモーション委員会関係のスポンサー以外の企業が行うキャンペーン活動、広告・宣伝での利用は原則として使用できません。
2. 企業の販売促進活動としてMFJ全日本選手権の名鑑や観戦ガイド等を制作し無料で配布する場合
 - ・必ずMFJに申請し、許可された場合は所定の使用料をお支払い下さい。
 - ・MFJまたはMFJプロモーション委員会関係のスポンサー以外の企業が発行する場合は、表紙まわりでの使用はできません。
 - ・奥付けに、必ずMFJまたはMFJプロモーション委員会のクレジットを入れて下さい。

意匠／商標等の利用における禁止事項

- ・自費出版物、ならびに個人・グループ等任意で行うインターネット活動での使用
- ・課金による有料情報提供を行うインターネットでの使用
- ・企業・任意団体等、営利目的で行うインターネットでの使用
- ・報道機関が行うインターネットでも、「スポーツ報道」とは異なる内容での使用
- ・挿し絵等のデザインでの使用
- ・モーターサイクルスポーツやMFJに関わる個人・団体を誹謗・中傷する目的で行うあらゆる媒体での意匠／商標使用